

オープンカウンター方式による留意事項（工事契約）

1. 現場説明について

見積作成にあたり現場説明を希望する場合は、下記メールアドレスにご連絡ください。

kaikei.sendai@met.kishou.go.jp

2. 数量計算書について（仕様書に添付されている場合）

見積時積算数量書活用方式の対象工事ではありません。

数量計算書は参考としてご覧ください。

3. その他について

その他については「仙台管区気象台オープンカウンター方式実施要領」のとおりです。

仕様書

仙台管区気象台

- 1 件名
計測震度計「柴田町船岡」観測局 衛星アンテナマスト更新等工事
- 2 目的
本工事は、計測震度計「柴田町船岡」観測局の老朽化した衛星アンテナ設置用マスト（以下、「既設マスト」とする。）を撤去し、新たな衛星アンテナ用マスト（以下、「アンテナマスト」とする。）を設置することを目的とする。
- 3 工事場所
宮城県柴田郡柴田町船岡西 1－6－26（資料展示館思源閣）（図 1－1、図 1－2）
- 4 工事期限
令和 8 年 3 月 19 日（木）
ただし、アンテナマストは令和 8 年 2 月 13 日（金）までに設置すること。また、既設マスト、根柢及び既設管路は令和 8 年 2 月 27 日（金）以降に撤去すること。
- 5 監督
発注者が任命する監督職員により、工事内容が本仕様書に適合するよう、受注者に対して監督を行う。
- 6 検査
本工事完了後、発注者が任命する検査職員による完成検査を受けること。なお、指摘箇所は速やかに手直しを行い、再度検査を受けること。
- 7 提出書類
 - （1）別紙提出書類一覧により、汎用性の高い形式（Excel、Word、PDF 等）の電子ファイルで、原則オンラインにより提出すること。なお、図面ファイルは JW-CAD 形式（.jww）及び AutoCAD 形式（.dwg）、画像ファイルは JPEG 形式とすること。
 - （2）アスベスト含有の有無の事前調査結果報告書
受注者は、事前調査結果が判明次第速やかに報告書を監督職員へ 1 部提出すること。なお、汎用性の高い形式（Excel、Word、PDF 等）の電子ファイルで、原則オンラインにより提出すること。
- 8 工事内容
 - （1）観測局舎屋上（以下、「屋上」とする。）の南西側にアンテナマストを垂直に設置すること（図 1－2 参照）。アンテナマストのポール外径はφ60.5mm とし、頂部キャップ及びベースプレート（DCM4020 Short 相当）を設置すること。
 - （2）アンテナマストは屋上屋根（ALC 厚さ 100mm）を貫通処理することによりボルト等で強固に固定させること。特に、屋上屋根下端に対しては防錆加工を施した治具等を用いて、強固に固定させること。なお、アンテナマストと屋上面の間に下地処理を行ったうえで、ウレタンゴム系塗膜防水密着工法（高伸長形塗膜複合工法（厚さ 3mm）等）を適用することで防水処理を施すこと。
 - （3）アンテナマスト取付後には、屋上面の保護及び止水のため、防護及び防水処理を施すこと。特に、貫通ボルト等の鉄部分及び穴部分には下地処理及び補強塗り等を施すこと。
 - （4）貫通処理に際しては、アスベスト含有の有無の事前調査を行うこと。
 - （5）アンテナマストは溶融亜鉛メッキ仕上げ等の防錆加工を施すこと。加えて、屋上面と接触する部分には腐食防止の処置も施すこと。

- (6) アンテナマスト付近までケーブルを引き込むための管路（FEP40）を設置すること。屋上面から 100mm まで立ち上げ、先端部は防水処理を施すとともに、バンドにより固定すること。また、バンドには、アンテナマストや固定部材（金具、ボルト、ナット含む）及び設置機器との間での異種金属接触腐食を防止する処置を施すこと。
- (7) アンテナマスト及び管路の設置工法は図 1－2 及び図 3 を参照すること。
- (8) 既設マスト、根枷及び既設マストへ向かう管路（図 2）の撤去を行うこと。撤去後の地所は埋め戻しのうえ十分な転圧を行うこと。
- (9) 撤去した既設マスト、根枷及び管路は、受注者の責任により適法に処分すること。

9 連絡及び指示事項

- (1) 本仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(最新版)」及び「建築物解体工事共通仕様書(最新版)」による。
- (2) 本仕様書に疑義がある場合は、双方協議の上、監督職員の指示に従うこと。また、協議や打合せを行った場合には、任意様式により議事録を 1 部作成し、速やかに監督職員に提出し承認を得ること。
- (3) 作業時間は平日の 08:30～17:00 の間とする。作業開始・終了時には監督職員に連絡すること（電話：022-297-8149）。なお、週末に作業を行う必要がある場合は、事前に監督職員の承諾を得ること。また、現場管理を行い環境保全、事故防止に期すること。
- (4) 本工事対象以外の施設等に損傷を与えた場合は、受注者の責において原形に復すこと。
- (5) 本工事に伴う発生材は、全て場外搬出とし、関係法令等に基づき処分を行いマニフェストの写しを提出すること。
- (6) 本件を実施するにあたり高所作業が生じる場合、労働安全衛生法施行令第 13 条第 3 項第 28 号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成 31 年 1 月 25 日厚生労働省告示第 11 号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。
- (7) 本工事に伴い被膜や塗料等の化学品を使用する際は、危険有害性情報を確認のうえ、安全なもの選択し、作業者の健康、安全確保及び環境保全に努めること。
- (8) 受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和 6 年 6 月 19 日法律第 54 号）に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）へ加入すること。
- (9) 本仕様書に記述していない、日本国の法令の規制を受けるものについては、その規制に従うこと。本工事終了後にこれら規制に抵触することが判明した場合は、受注者の責任において速やかに改修を行うこと。
- (10) 既設ケーブルを損傷させないこと。
- (11) 車両や歩行者等への安全対策を十分に行うこと。
- (12) 本工事場所には稼働中の気象測器等があるため、それらに損傷を与えないように十分注意するとともに、工事にあたり、現状からの改変の必要がある場合は速やかに監督職員に報告し、監督職員の指示に従うこと。

図 1 - 1

計測震度計「柴田町船岡」衛星アンテナマスト更新等工事 場所案内図

4



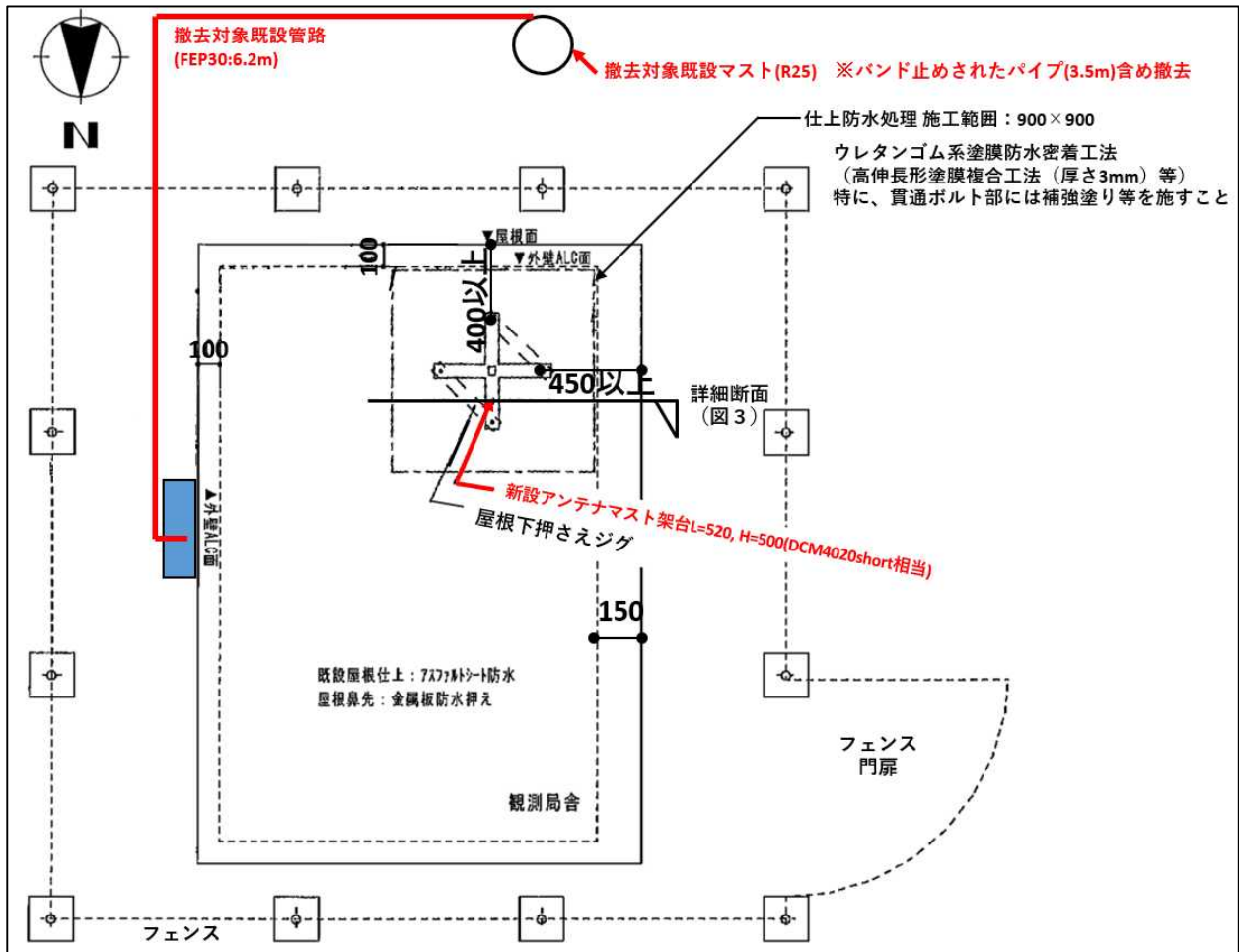
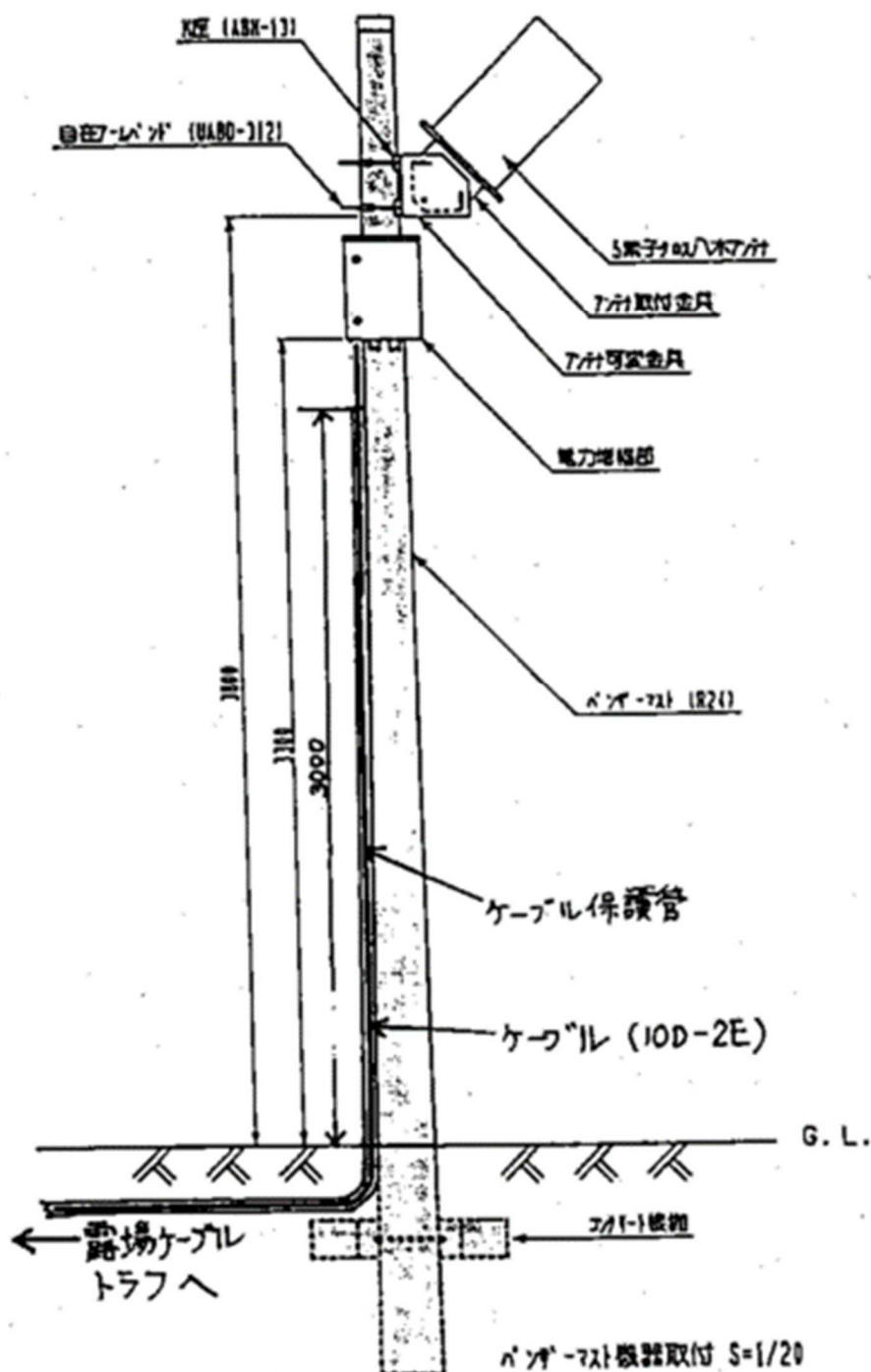


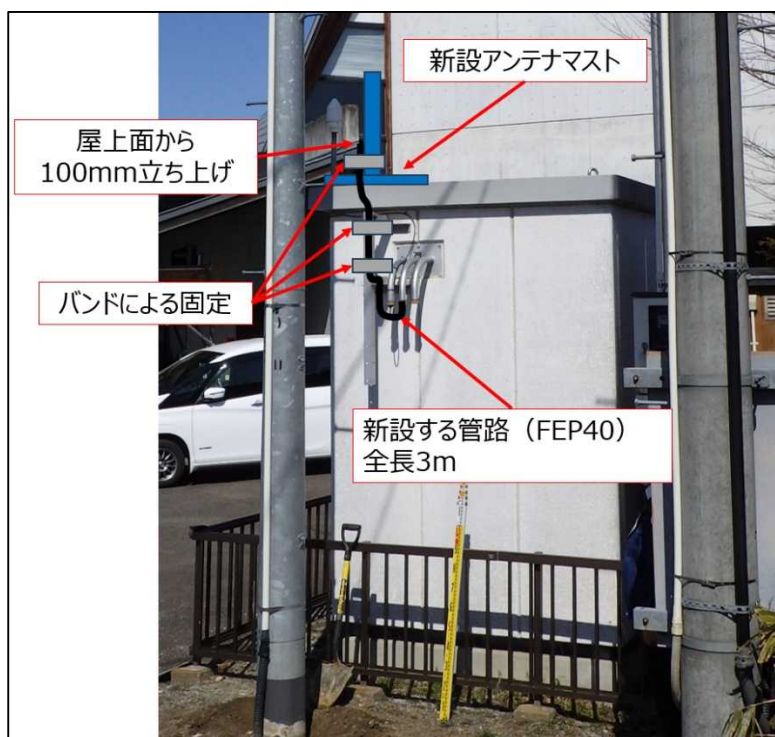
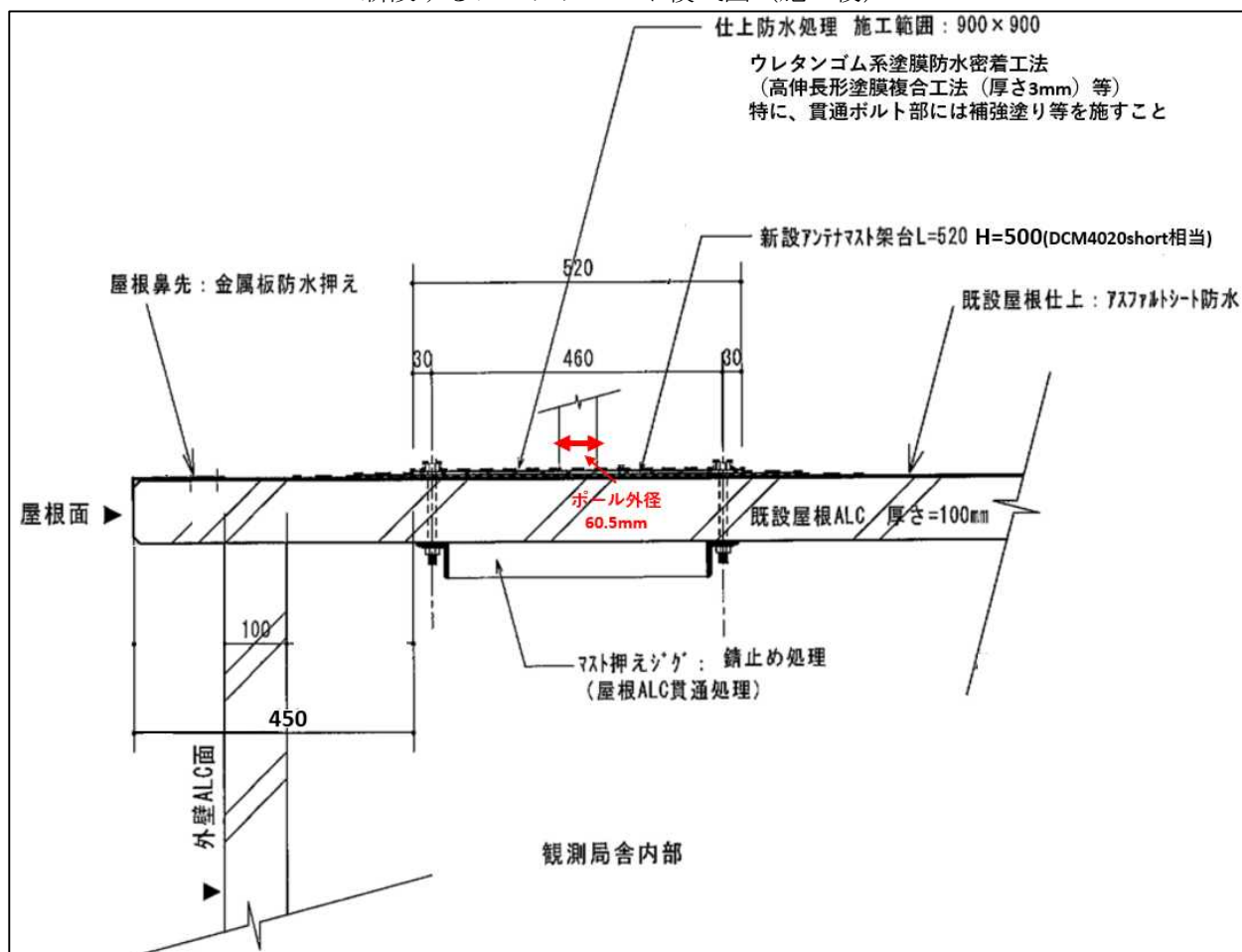
図 2

既設マスト 参考図面

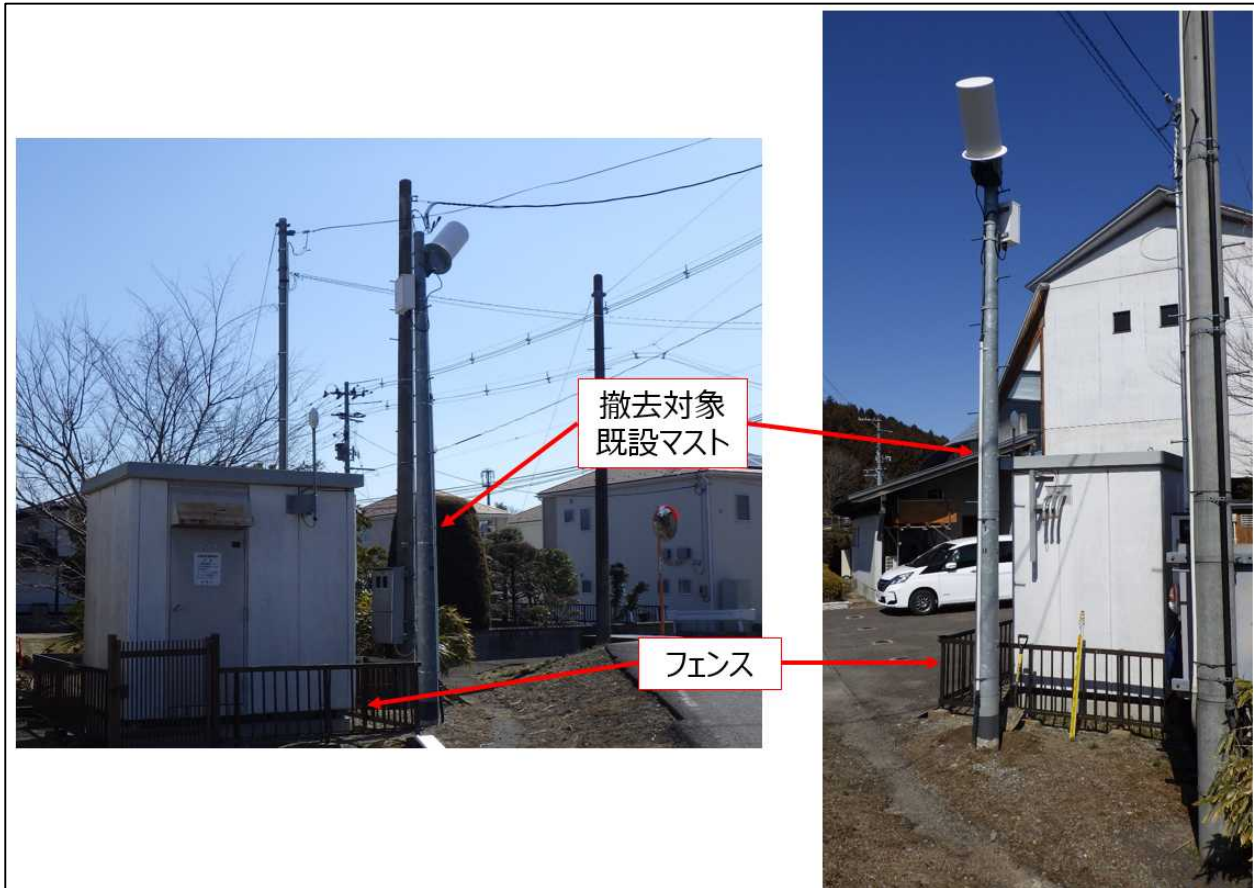
※他局図面だが、サイズや設置機器は同様。撤去対象は既設マスト、根枷及びケーブル管路



新設するアンテナマスト模式図（施工後）



観測局舎のフェンス（現況）



提出書類一覧

- 「提出条件」に該当する書類を提出いただきます。
- 提出方法は、原則オンライン（電子メール等）となります。

書類名	提出条件
1 工事請負代金内訳書	契約金額が250万円以上の場合
2 契約保証に関する書類	予定価格が1000万円以上の場合
3 建設業法第20条の2第2項に基づく通知書	建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認める場合
4 着工届	すべての契約
5 工事実績情報（CORINS）の登録証明資料	契約金額が500万円以上の場合
6 計画工程表	すべての契約
7 労災補償に必要な法定外の保険	すべての契約
8 建設業退職金共済掛金収納書等届	すべての契約
9 建築工事に係る再資源化に関する説明書	建設リサイクル法の対象工事
10 建築工事に係る再資源化に関する計画書（実施書）	建設リサイクル法の対象工事
11 火災保険等証券	特記仕様書で定めている場合
12 現場代理人等通知書	すべての契約
13 工事経歴書	すべての契約
14 実施工程表	すべての契約
15 施工計画書	すべての契約
16 品質計画	すべての契約
17 施工図	すべての契約
18 施工監理体制に関する書類 ・ 施工体制台帳 ・ 施工体系図 ・ 再下請通知書 ・ 作業員名簿	工事の一部を下請した場合
19 作業日報	すべての契約
20 工事打合せ簿	すべての契約
21 完成図	すべての契約
22 工事写真	すべての契約
23 品質証明	すべての契約
24 試験成績書	すべての契約
25 マニフェスト（写）	産業廃棄物がある場合
26 建設発生土の受領書等（写）	建設発生土がある場合
27 発生材報告書	発注者に引き渡す発生材がある場合
28 完成通知書	すべての契約
29 引渡書	すべての契約